

(税条例附則第9条の3第10項関係)

特定熱損失防止改修住宅(認定長期優良住宅)に対する固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

阿南市長 あて

納税義務者(所有者)

住所

氏名(名称)

連絡先(電話番号)

個人番号又は
法人番号

法 個

地方税法附則第15条の9の2第4項又は5項に規定する固定資産税の減額(熱損失防止改修住宅)に必要な事項について、次のとおり、阿南市税条例附則第9条の3第10項の規定に基づき申告します。

家屋の所在	阿南市		町		番地	
家屋番号			建築年月日	. .		
			登記年月日	. .		
種類 (用途)	構造	床面積 (m ²)			当該改修が完了した年月日	当該改修に要した費用 (円)
		居住部分	その他の部分	合計		
		

当該改修が完了した日から3ヶ月以内に提出できなかった理由

--

※添付すべき書類等

- 法附則第15条の9の2第6項に規定する納税義務者の住民票の写し(申告書に当該納税義務者の個人番号記載して提出したときは、添付することを要しない)
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し
- 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われた旨及び法附則第15条の9の2第4項に規定する住宅又は同条第5項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなった旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類
- 政令附則第12条第38項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

※その他

- 申告書受付後、実地において工事箇所を調査させていただきます。
工事施工内容により改築評価対象となる場合は、別に評価のうえ、減額します。
- バリアフリー改修以外の新築住宅特例や耐震改修特例等により減額されている年度は、適用できません。